

平成22年度税制改正要望の見直しにおける要望事項

平成21年11月6日
外務省

1. 国税

(1) 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置の延長・拡充

- ① 初回申請における実績判定期間の特例（来年3月終了）の延長
- ② みなし寄付金制度に係る損金算入限度額の引上げ（所得金額の20%から50%へ、若しくは最大200万円まで）
- ③ 認定要件の緩和と申請書類の明確化。書類審査のみとする等の認定手続きを簡素化。
- ④ 審査期間の短縮（原則4ヶ月）と審査体制の一層の強化。

(2) 国際開発連帯税の新設

世界の開発需要に対応するための国際的な連帯に貢献する新たな税制度を我が国に導入する。

(3) 租税条約未締結国との締結促進

租税条約ネットワークの拡大に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。

(4) 法人税率の引下げ

対日直接投資を通じた日本経済の活性化を促進するため、現在国際的に比較して高水準にある法人税率を引き下げ、投資誘致上の国際競争力を高める。

(5) 連結納税

現行法制上、連結納税が行うことができるのは、全額出資子会社のみであるが、これを緩和し、納税自由度を高める。

2. 地方税

特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置の拡充

法人税（国税）において、認定特定非営利活動法人自身を対象とする税制上の優遇措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。

(了)